寒河江市社会福祉協議会 地域福祉推進交付金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、寒河江市民の地域福祉活動を一層推進するために交付する地域福祉 推進交付金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(交 付)

第2条 地域福祉推進交付金は、住民相互の見守りや支え合いなど、地域福祉の活動を実施している町会等に対して交付する。

(交付金の申請)

- 第3条 交付金を受けようとする町会等は、地域福祉推進交付金申請書を会長に提出しなければならない。
 - 2 会長は、各町会等の交付金申請書及び事業計画等を確認した場合は、すみやかに交付金を交付するものとする。

(実績報告書)

第4条 交付金を受けた各町会等の長は、その年度末まで、活動の状況等の実績報告書を 提出しなければならない。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、別表により算定した額とする。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

区	分	交 付 基 準
交付金の額		各町会の世帯数に120円を乗じて得た額とする。
		ただし、25世帯未満の町会等の場合は、一律3,000円とする。
備	考	各町会等の世帯数は、寒河江市市民生活課調べの年度はじめ(4月末)
		の 世帯数とする。